

## 新潟県土地改良施設管理円滑化事業補助金交付要綱

平成17年4月21日制定

平成22年5月6日一部改正

平成23年6月8日一部改正

平成25年3月29日一部改正

平成28年4月27日一部改正

平成29年5月23日一部改正

令和元年6月6日一部改正

令和3年3月30日一部改正

令和4年4月28日一部改正

令和5年1月12日一部改正

令和7年5月27日一部改正

令和8年3月27日一部改正

### (趣旨)

第1 知事は、土地改良施設管理の困難化や土地改良事業の実施に関する地元調整課題の増加等に対応するため、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官通知。以下「国の要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知。）に基づいて新潟県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導・研修、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、財務管理強化に関する指導等に要する経費及び土地改良区が行う水土里ビジョン策定推進対策、受益農地管理強化対策に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

#### (1) 補助対象経費

国の要綱第3に定める水土里ビジョン策定推進対策に係る経費、国の要綱第5の1に定める施設・財務管理強化対策に係る経費、国の要綱第5の2に定める受益農地管理強化対策のうち（3）土地改良区が行う受益農地管理強化対策

及び国の要綱第6の2に定める地方連合会が行う研修・人材育成のうち（5）  
基幹水利施設省エネルギー化技術実践向上研修に係る経費

(2) 補助率

国の要綱第3、第5の1（3）及び第6の2（5）に定めるものに係る経費  
10分の10以内（うち、国庫補助金は10分の10以内）

国の要綱第5の1に定めるものに係る経費（（3）に定めるものを除く。）  
10分の10以内（うち、国庫補助金は10分の5以内）

国の要綱第5の2（3）に定めるものに係る経費  
10分の5以内（うち、国庫補助金は10分の10以内）

(交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 水土里ビジョン策定推進対策を実施しようとする土地改良区は、国の要綱第3の（1）に定める知事の承認を受けること。
- (2) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (8) 規則第12条の規定による実績報告を行う場合は、別に定めるもののほか、次に定めるところによること。

ア この補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定している場合は、

実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額を減額した後のものとする。

イ この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定していない場合は、実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額がないものとしたときのものとする。

(9) (8)イに定めるところにより実績報告を行う場合において、この補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額の補助金を県に返還すること。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条の規定により額の確定のあった日の翌年6月10日までに報告すること。

#### (交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

#### (変更の承認申請)

第5 第3の(2)又は(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書(兼変更交付申請書)を知事に提出しなければならない。

#### (軽微な変更の範囲)

第6 第3の(2)又は(3)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

各費目相互間の20パーセント以内の流用

#### (事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3の(4)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(5)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日

を繰り上げることがある。

**(状況報告)**

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記4号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出して行うものとする。ただし、知事が別に定める概算払請求書を提出したときは、これをもって遂行状況報告書の提出に代えることができる。

**(実績報告書)**

第11 規則第12条の規定による報告は、別記第5号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

**(取得財産の処分の制限)**

第12 規則第19条第4号及び第5号の知事の定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上のものとする。

**(補助金の概算払)**

第13 補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに別記第6号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

**附則**

この要綱は、平成22年5月6日から実施する。

(平成22年5月6日農計第51号)

**附則**

この要綱は、平成23年6月8日から実施する。

(平成23年6月8日農計第93号)

**附則**

この要綱は、平成25年3月29日から実施する。

(平成25年3月29日農計第420号)

**附則**

この要綱は、平成28年4月27日から実施する。

(平成28年4月27日農計第49号)

附則

この要綱は、平成29年5月23日から実施する。

(平成29年5月23日農計第87号)

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(令和元年6月6日農計第40号)

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(令和3年3月30日農管第637号)

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(令和4年4月28日農計第39号)

附則

この要綱は、令和5年1月12日から実施する。

(令和5年1月12日農計第312号)

附則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(令和7年5月27日農計第91号)

附則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(令和8年3月27日農計第504号)